

資 料

- 1 平成25年度名古屋市男女平等参画推進室の主要事業
- 2 男女平等参画推進なごや条例
- 3 男女平等参画推進なごや条例施行規則
- 4 名古屋市男女平等参画推進センター条例
- 5 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則
- 6 名古屋市男女平等参画推進協議会規程
- 7 男女平等参画推進体制図
- 8 男女平等参画に関する年表

1 平成 25 年度名古屋市男女平等参画推進室の主要事業

男女平等参画推進室は、本市男女平等参画推進行政の総合窓口として、男女平等参画推進に関する諸施策の企画調整等を行っています。平成 25 年度は、「男女平等参画推進なごや条例」に基づく苦情処理委員や男女平等参画審議会の運営、男女平等参画推進会議の開催など、推進施策の充実に努めています。

今年度の主な事業は下記のとおりです。

1 男女平等参画に関する企画調整

庁内の連絡調整組織「男女平等参画推進協議会」を運営し、「男女平等参画基本計画 2015」の着実な推進を図るため、基本計画における施策・事業の進捗状況の把握、審議会等における女性委員の登用の促進に努めます。

2 苦情処理委員の運営

「男女平等参画推進なごや条例」に基づき、市の平等参画に関する推進施策、平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情の申出に対する処理を行う「名古屋市男女平等参画苦情処理委員」を運営します。

3 男女平等参画審議会の運営

「男女平等参画推進なごや条例」に基づき、基本計画、平等参画の推進に関する重要事項の諮問、平等参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議する「名古屋市男女平等参画審議会」を運営します。

4 男女平等参画推進会議（イコールなごや）の運営

男女共同参画社会を実現するため、様々な分野の市民を構成員とする「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」を運営し、男女共同参画社会の形成促進に向けた団体間の連携を図ります。

5 女性に対する暴力の防止対策

ドメスティック・バイオレンスに対する市としての対策を推進するため、民間機関を含めた連絡会議を運営し、情報交換や研修、担当職員相談マニュアルの整備等を行い、連携を図ります。また、「第 2 次名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に基づき、子ども青少年局はじめ関係機関と連携を密にしながら、総合的な推進体制の整備や施策の推進を進めます。

6 区における男女平等参画推進事業

各区において独自性を生かした継続的な男女平等参画推進事業を実施することにより、地域において効果的に男女共同参画社会の形成を進めます。

7 女性の活躍推進企業認定・表彰制度

女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰することにより、企業における女性の活躍を支援します。また、認定・表彰企業の取組について広く PR を行い、他の市内企業への普及・啓発を図ります。

2 男女平等参画推進なごや条例

平成 14 年 3 月 29 日公布
名古屋市条例第 43 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 性別による権利侵害の禁止（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 基本的施策等（第 8 条—第 19 条）
- 第 4 章 苦情の処理（第 20 条）
- 第 5 章 拠点施設（第 21 条）
- 第 6 章 名古屋市男女平等参画審議会（第 22 条）
- 第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

わたくしたちのまち、名古屋市は、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、人間性豊かなまちを目指して、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んできた。

これは、個人の尊厳と法の下での平等を高らかにうたう日本国憲法の理念を推進する基本的な取組であるとともに、国が男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定するに至った流れや、国際婦人年以降連帯して性差別の解消と女性の地位向上に取り組んできた国内外の動向と協調した行動でもあった。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣行があり、女性と男性の社会への参画の状況においても偏りが見られるなど、女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、女性も男性も互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが今後も重要である。

わたくしたちは、男女共同参画社会の実現のために、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気のあるまち、なごやをつくることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等及び参画（以下「平等参画」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平等参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず、市民一人一人の個性が輝き、安心して希望を持って暮らせる社会をつくることを目的とする。（基本理念）

第 2 条 平等参画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の趣旨を踏まえた次の各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 女性及び男性は、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が均等に確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 女性及び男性は、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会を確保されること。
- (3) 女性及び男性は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によって

その活動が制限されることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において自らの意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。

(4) 女性及び男性は、相互の協力と社会の支援の下、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5) 女性及び男性は、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、健康と自らの決定（以下「性と生殖に関する健康と権利」という。）が尊重されること。

(6) 平等参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

（市の責務）

第 3 条 市は、平等参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、平等参画の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、推進施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民及び事業者と協力し、連携して推進施策を実施しなければならない。

4 市は、率先して平等参画の実現に努めなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、平等参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、事業活動に関し、積極的に平等参画を推進するとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 性別による権利侵害の禁止

（性別による権利侵害の禁止）

第 6 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない。

第 7 条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第 3 章 基本的施策等

（基本計画）

第 8 条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ名古屋市男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市は、毎年度、平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

2 市は、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映させるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

第 10 条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第 11 条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(参画機会の拡大及び是正措置)

第 12 条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、女性と男性の間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等の委員を委嘱し、任命する場合には、女性及び男性の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

3 市は、平等参画を推進するため、女性職員の管理職等への登用及び能力開発に努めなければならない。

(雇用等の分野における平等参画の推進)

第 13 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において平等参画が推進されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、平等参画に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、市と取引関係がある事業者及び補助金の交付を受ける者に対し、平等参画の推進に関し報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第 14 条 市は、女性及び男性が共に、育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第 15 条 市は、平等参画を推進する活動を行う市民及び事業者（当該活動を主として行うものに限る。）に対し、それらの主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学習及び教育に対する支援等)

第 16 条 市は、平等参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、連携して推進施策を実施するものとする。

(国際的協調)

第 18 条 市は、国際的な理解及び協調の下に平等参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際機関等との情報交換等必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究及び情報の提供)

第 19 条 市は、平等参画の推進に関し、必要な調査研究を定期的に行うとともに、情報及び

資料を収集し、市民へ提供しなければならない。

第 4 章 苦情の処理

(苦情の処理)

第 20 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 拠点施設

(拠点施設)

第 21 条 市は、推進施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援するため、別に条例で定めるところにより、総合的な拠点施設を設置するものとする。

第 6 章 名古屋市男女平等参画審議会

(名古屋市男女平等参画審議会)

第 22 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 審議会は、平等参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べるることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織し、委員の一部は公募する。

5 女性又は男性のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条から第 22 条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている平等参画の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 8 条第 1 項の規定により定められた基本計画とみなす。

3 男女平等参画推進なごや条例施行規則

平成 14 年 11 月 1 日
名古屋市規則第 151 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 男女平等参画苦情処理委員 (第 2 条—第 13 条)
- 第 3 章 男女平等参画審議会 (第 14 条—第 20 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等参画推進なごや条例(平成 14 年名古屋市条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 男女平等参画苦情処理委員

(苦情処理委員)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する名古屋市男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女平等及び参画の推進並びに行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 苦情処理委員のうち、1 人以上は法律に関し学識経験を有する者とし、女性及び男性の苦情処理委員は、それぞれ 1 人以上としなければならない。

3 苦情処理委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、連続して 4 回委嘱されることはできない。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(服務)

第 3 条 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 苦情処理委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。

3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。

(市長への申出の方式)

第 4 条 条例第 20 条第 2 項の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

(1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 申出に係る人権の侵害があった日(平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情の申出(以下「人権侵害に対する苦情の申出」という。)の場合に限る。)

(5) 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、前項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。

3 申出をした者は、当該申出に対する処理が終了するまでの間、いつでも書面により申出の取下げをすることができる。

(調査及び処理)

- 第 5 条 市長は、前条の申出があったときは、担当の苦情処理委員を指定して、事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、委員全員をもって構成する合議体に調査及び処理を命ずることができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命じないものとする。
- (1) 判決、裁決等により確定した事項
 - (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和 47 年法律第 113 号) 第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
 - (6) 申出をした者から当該申出の取下げがあった事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員に調査及び処理を命ずることが適当でないと認める事項
- 4 市長は、調査及び処理を命じた事案が、前項第 2 号、第 4 号又は第 6 号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査及び処理の中止を命ずるものとする。
- 5 市長は、人権侵害に対する苦情の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以後にされたときは、苦情処理委員に当該申出について調査及び処理を命じないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 市長は、苦情処理委員に調査及び処理を命じたときは、その旨を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 7 市長は、当該申出に対する処理を行う間、必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、処理の経過を通知するものとする。
- 8 市長は、調査及び処理をしないとき並びに調査及び処理の中止を命じたときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

- 第 6 条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、その旨を申出に係る市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、人権侵害に対する苦情の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 苦情処理委員は、当該市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 苦情処理委員は、市長から調査及び処理の中止を命じられたときは、その旨及びその理由を調査の開始を通知した市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、是正の要望等)

- 第 7 条 市長は、条例第 20 条第 4 項の意見を受けた場合において、必要があると認めるときは、書面により、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める措置を講ずるものとする。
- (1) 当該申出に係る市の機関 是正の指示
 - (2) 当該申出に係る関係者 助言又は是正の要望

(調査結果等の通知)

- 第 8 条 市長は、助言、是正の指示又は是正の要望を行わないときは、その旨を、速やかに、第 6 条第 1 項の規定により調査開始の通知をした市の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(是正の指示に対する措置の報告)

- 第 9 条 第 7 条に規定する是正の指示を受けた市の機関は、当該是正の指示に基づいて措置を

講じたときは、その旨を書面により原則として 50 日以内に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた後も、必要があると認めるときは、当該措置に係るその後の経過について、当該市の機関に対し報告を求めることができる。

(事案の処理の状況の報告等)

第 10 条 苦情処理委員は、毎年度 1 回、事案の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の報告書及び次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表に当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な配慮をしなければならない。

(1) 市長が申出に係る市の機関に対して行った是正の指示

(2) 前号の是正の指示に対して、市の機関が講じた措置

(身分証明書)

第 11 条 苦情処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第 12 条 苦情処理委員の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員に関して必要な事項は、市長が定める。

第 3 章 男女平等参画審議会

(男女平等参画審議会委員)

第 14 条 条例第 22 条第 1 項に規定する名古屋市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 市民のうちから委嘱する委員は、条例第 22 条第 4 項の規定により市長が公募により委嘱する委員とする。

- 3 前項に定めるもののほか、委員の公募に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第 15 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 17 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

- 7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第 18 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 18 年規則第 124 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

表面	
身分証明書	
(写真)	氏名 生年月日
上記の者は、男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年名古屋市条例第 43 号）の規定に基づき名古屋市男女平等参画苦情処理委員であることを証明します。	
年 月 日	名古屋市長 印
有効期限年 月 日	

裏面
男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年名古屋市条例第 43 号）（抜すい） （苦情の処理）
第 20 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。
3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。
4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。
5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。
6 (略)

備考 1 用紙の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦 3 センチメートル、横 2.5 センチメートルとする。

名古屋市男女平等参画推進センター条例

平成 15 年 3 月 31 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 男女平等参画推進なごや条例（平成 14 年名古屋市条例第 43 号）第 21 条の規定に基づき、次のように男女平等参画推進センターを設置する。

名称 名古屋市男女平等参画推進センター

位置 名古屋市中区千代田五丁目 18 番 24 号

(目的及び事業)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女平等及び参画（以下「平等参画」という。）の推進に関する施策を実施するとともに、市民及び事業者による平等参画の推進に関する取組を支援することを目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平等参画の推進のための調査及び研究
- (2) 平等参画の推進に関する情報の収集、提供及び発信
- (3) 平等参画の推進のための講座及び研修の実施
- (4) 平等参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進
- (5) 女性の自立支援のための相談及び助言の実施
- (6) その他平等参画の推進のため市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第 3 条 センターの別表に掲げる施設（以下「センターの施設」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 前条第 1 項のセンターの設置の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (3) 管理上の支障があるとき。

3 市長は、第 1 項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第 4 条 センターの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第 11 条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に 0.7 を乗じて得た額から当該基準額に 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 5 条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第11条の2 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、第2条第1項に規定するセンターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条の 3 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 11 条の 4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する事業の実施に関すること。

(2) センターの施設の使用の許可に関すること。

(3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(4) その他市長が定める業務

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成 15 年規則第 78 号で平成 15 年 6 月 18 日から施行。ただし、第 3 条から第 8 条まで、第 11 条及び第 12 条の規定は平成 15 年 5 月 6 日から施行）

附 則（平成 17 年条例第 25 号）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例第 11 条の 2 の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 21 年条例第 25 号）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手續は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 66 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表略

5 名古屋市男女平等参画推進センター条例施行規則

平成 15 年 5 月 6 日

規則第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成 15 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋市男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 毎月第 3 水曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する国民の祝日(次項において「祝日」という。)及び同法第 3 条第 3 項に規定する休日

(4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 祝日が、月曜日に当たるときはその翌日を、第 3 水曜日に当たるときは第 4 水曜日を、それぞれ休館日とする。

3 市長は、特に必要と認めたときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、名古屋市男女平等参画推進センター使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、センターの施設を使用しようとする日(引き続き 2 日以上センターの施設を使用しようとするときは、その最初の日)の属する月の前 1 月以後において、行うことができる。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可は、名古屋市男女平等参画推進センター使用許可書(第 2 号様式。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付することによって行う。

第 6 条及び第 7 条 削除

(利用料金の減免)

第 8 条 条例第 5 条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、減免の額は、利用料金の全額とする。

(1) 市が主催又は共催する男女平等参画の推進に関する行事に使用するとき。

(2) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

2 利用料金の減免を受けようとするときは、あらかじめ名古屋市男女平等参画推進センター利用料

金減免申請書（第 3 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第 9 条 条例第 6 条ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由によりセンターの施設の使用ができないとき。
 - (2) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。
- 2 前項各号に該当する場合、利用料金の全額を還付する。
- 3 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（特別の設備の設置等の承認）

第 9 条の 2 条例第 8 条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

（行為の禁止等）

第 10 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (3) 承認を受けずに広告類を掲出し、又は頒布すること。
 - (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
 - (5) その他センターの管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用者が行う行事に参加する者（以下「参加者」という。）の安全確保の措置を講ずること。
 - (2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

（立入り）

第 11 条 市長は、センターの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（退館）

第 12 条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 13 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（指定管理者の公募）

第 14 条 条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準

- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 15 条 条例第 11 条の 2 第 2 項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者指定申請書（第 4 号様式）によって行わなければならない。

2 条例第 11 条の 2 第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第 16 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第 17 条 条例第 11 条の 2 第 4 項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第 11 条の 2 第 4 項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第 18 条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第 19 条 指定管理者は、毎年度 5 月 31 日までに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(指定管理者選定委員会)

第 20 条 センターの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(選定委員会の所掌事務)

第 21 条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第 22 条 選定委員会は、委員及び第 24 条に規定する指定管理者選定委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 選定委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員等の互選によって定め、副会長は会長が委員等のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、総務局企画調整監及び総合調整部長とする。

(選定委員会の会議)

第 23 条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第 24 条 法第 174 条第 1 項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員（以下「選定委員」という。）若干人を置く。

2 選定委員は、市民と行政との協働による男女平等参画の推進について識見のある者のうちから市

長が選任する。

(選定委員会の庶務)

第 25 条 選定委員会の庶務は、総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

(委任)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 15 年 6 月 18 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 許可の申請その他センターの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 15 年規則第 82 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 6 月 18 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 センターを管理委託等するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成 17 年規則第 109 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 及び第 12 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規則第 90 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年規則第 19 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則 (平成 21 年規則第 74 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 号様式の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されている使用料減免申請書は、この規則による改正後の名古屋市男女平等参画推進センター条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則 (平成 22 年規則第 79 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規則第 59 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書

及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

6 名古屋市男女平等参画推進協議会規程

昭和 52 年 12 月 10 日
達第 39 号

(設置)

第 1 条 本市に名古屋市男女平等参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長は総務局所管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員及び幹事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 別表に掲げる職にある者
 - (2) 会長が指定する区の長及び企画経理室長の職にある者
 - (3) その他会長が指定する職にある者

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、必要のつど会長がこれを招集する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会及び次条に規定する分科会の事務について、委員を補佐する。

(分科会)

第 5 条 協議会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 分科会は、会長が指名する委員及び幹事をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の会議は、分科会長がこれを招集し、分科会長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第 6 条 会長又は分科会長は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年達第 5 号）抄

- 1 この達は、発布の日から施行する。
附 則 (昭和 55 年達第 9 号) 抄
- 1 この達は、発布の日から施行する。
附 則 (昭和 57 年達第 43 号)
この達は、発布の日から施行する。
附 則 (昭和 61 年達第 23 号) 抄
- 1 この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 2 達第 29 号)
この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 3 達第 34 号)
この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 4 達第 5 号) 抄
- 1 この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 6 達第 4 号) 抄
- 1 この達は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 7 達第 31 号) 抄
この達は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 10 達第 7 号) 抄
- 1 この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 12 達第 55 号)
この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 13 達第 4 号) 抄
この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 14 達第 38 号) 抄
この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 15 達第 32 号) 抄
この達は、発布の日から施行する。
附 則 (平成 16 達第 22 号) 抄
この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 17 達第 5 号) 抄
この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 18 達第 22 号) 抄
この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 19 達第 6 号) 抄
この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 20 達第 10 号) 抄
この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 21 年達第 5 号)
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 22 年達第 7 号)
この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 24 年達第 7 号)
この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員	会計室長
//	市長室長
//	総務局長
//	財政局長
//	市民経済局長
//	環境局長
//	健康福祉局長
//	子ども青少年局長
//	住宅都市局長
//	緑政土木局長
//	上下水道局長
//	交通局長
//	病院局長
//	消防長
//	選挙管理委員会事務局長
//	監査事務局長
//	人事委員会事務局長
	教育長
幹事	会計室出納課長
//	市長室秘書課長
//	総務局総務課長
//	総務局企画部企画課長
//	財政局財政課長
//	市民経済局企画経理課長
//	市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
//	環境局総務課長
//	健康福祉局総務課長
//	子ども青少年局子ども未来課長
//	住宅都市局企画経理課長
//	緑政土木局企画経理課長
//	上下水道局企画部経営企画課長
//	交通局営業本部総合企画部経営企画課長
//	病院局管理部総務課長
//	消防局総務部総務課長
//	選挙管理委員会事務局次長
//	監査事務局監査第一課長
//	人事委員会事務局審査課長
	教育委員会事務局総務部人権教育室長

※参考 第3条第4項第2号による委員・幹事

委員	中区長
//	中村区長
幹事	中区企画経理室長
//	中村区企画経理室長

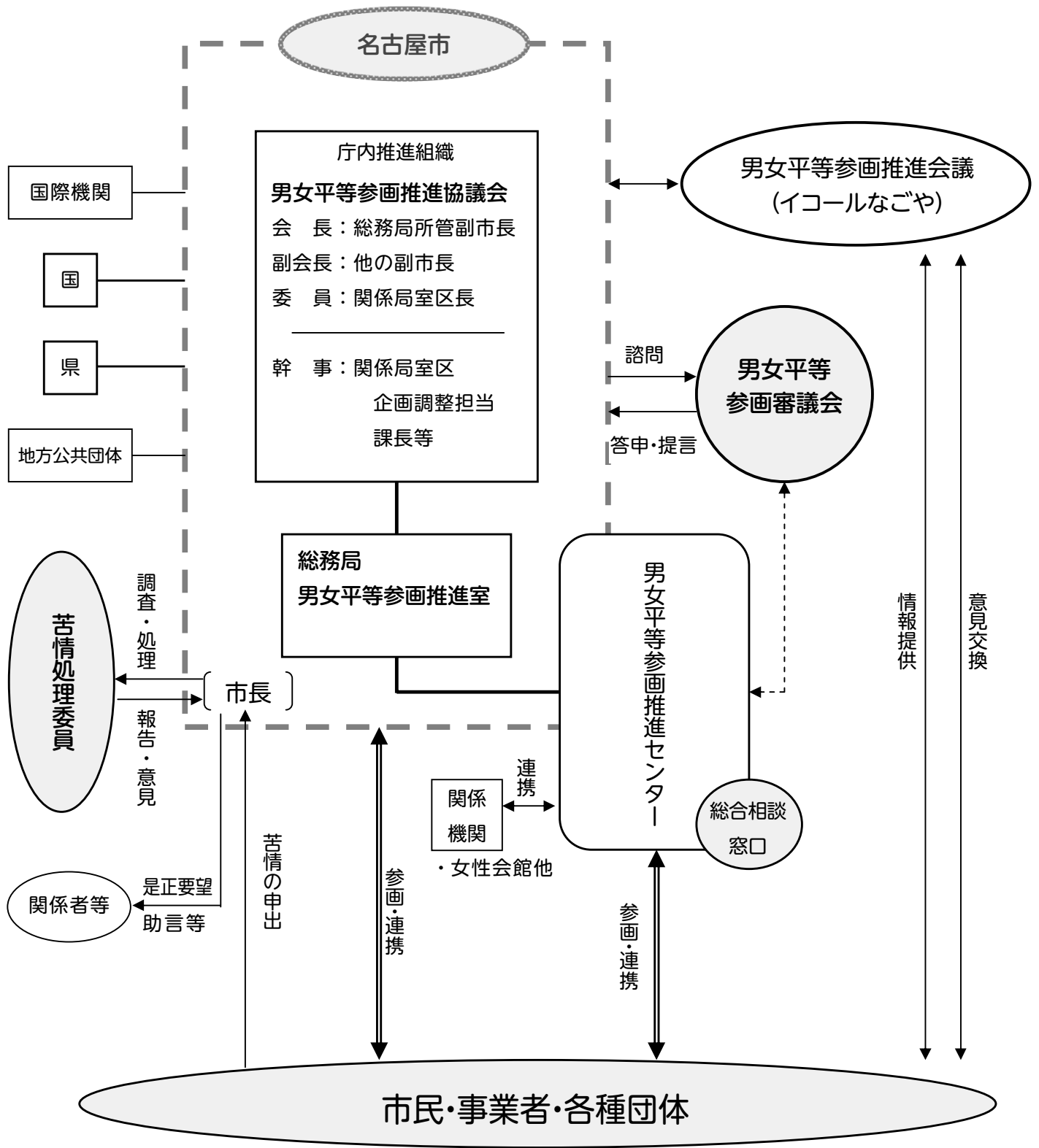
※参考 第3条第4項第3号による委員・幹事

委員	総務局企画調整監
//	市会事務局長
幹事	市会事務局総務課長

7 男女平等参画推進体制図

男女平等参画推進なごや条例

男女平等参画の推進



8 男女平等参画に関する年表

年	世界	日本	名古屋市
1945 (昭和20)	・ 国際連合設立		
1946 (昭和21)	・ 婦人の地位委員会発足	・ 日本初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布	
1967 (昭和42)	・ 婦人に対する差別撤廃宣言		
1975 (昭和50)	・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ・ 「世界行動計画」採択 ・ 「国連婦人の10年」1976～1985年	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1977 (昭和52)		・ 「国内行動計画」策定	・ 市民局に「婦人問題担当室」設置 ・ 市長の私的諮問機関「婦人問題懇話会」設置 ・ 庁内の婦人問題推進組織「婦人問題推進協議会 (市長を会長)」設置
1979 (昭和54)	・ 女子差別撤廃条約採択		
1980 (昭和55)	・ 「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	・ 女子差別撤廃条約署名	・ 名古屋市基本計画策定 (婦人の項) ・ 世界会議に婦人調査団を派遣
1981 (昭和56)		・ 「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (昭和59)			・ 「日本女性会議 '84 なごや」開催
1985 (昭和60)	・ 「国連婦人の10年」世界会議 (ナイロビ) ・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・ 国籍法改正 ・ 男女雇用機会均等法公布 ・ 女子差別撤廃条約批准	・ 世界会議に婦人調査団を派遣
1987 (昭和62)		・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (昭和63)			名古屋市新基本計画策定 (女性の項)
1989 (平成元)	・ 児童の権利に関する条約採択	・ 新学習指導要領告示	
1990 (平成2)	・ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 室名を「女性企画室」に変更 (懇話会、推進協議会の名称も合わせて変更)
1991 (平成3)		・ 育児休業法公布 ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定	
1993 (平成5)	・ 世界人権会議 (ウィーン)		
1994 (平成6)	・ 第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議 (ジャカルタ) ・ 「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択 ・ 国際人口・開発会議 (カイロ)	・ 児童の権利に関する条約批准 ・ 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・ 男女共同参画推進本部設置	
1995 (平成7)	・ 第4回世界女性会議 (北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 育児休業法改正 (介護休業制度の法制化)	・ 「男女共同参画プランなごや」策定 ・ 女性企画推進協議会を「男女共同参画推進協議会」に、女性企画懇話会を「男女共同参画懇話会」に改称 ・ 世界会議に女性海外派遣団派遣
1996 (平成8)		・ 「男女共同参画ビジョン」答申 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定	

年	世界	日本	名古屋市
1997 (平成9)		・男女雇用機会均等法改正	・「男女共同参画推進会議」発足
1998 (平成10)			・男女共同参画懇話会「男女共同参画プランなごや後期重点課題」提言
1999 (平成11)		・男女共同参画社会基本法公布、施行	・男女共同参画プランなごや後期重点課題策定 ・男女共同参画懇話会「男女共同参画推進センター（仮称）設置について」提言
2000 (平成12)	・女性 2000 年会議（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択	・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的考え方」答申 ・男女共同参画基本計画策定	・室を総務局に移管、室名を「男女共同参画推進室」に変更 ・女性 2000 年会議に合わせた女性海外派遣団派遣 ・男女共同参画懇話会「新男女共同参画プランなごや（仮称）への提言」 ・「名古屋新世紀計画 2010」策定
2001 (平成13)		・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・内閣府に「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布	・「男女共同参画プランなごや 21」策定
2002 (平成14)			・「男女平等参画推進なごや条例」公布、施行 ・室名を「男女平等参画推進室」に、「男女共同参画推進協議会」を「男女平等参画推進協議会」に、「男女共同参画推進会議」を「男女平等参画推進会議」に改称 ・「男女平等参画苦情処理委員」設置 ・「男女平等参画審議会」設置
2003 (平成15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告の審議	・「男女平等参画推進センター（つながれっと NAGOYA）」開館
2004 (平成16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示	・第 1 期名古屋市男女平等参画審議会「男女平等参画先進都市をめざして」答申
2005 (平成17)	「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京 + 10）」宣言採択	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	「名古屋市男女平等参画審議会答申事項達成状況進行管理票」作成
2006 (平成18)		・男女雇用機会均等法改正	「男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン」作成
2007 (平成19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布	名古屋市配偶者暴力相談センター業務開始

年	世界	日本	名古屋市
2009 (平成21)			<ul style="list-style-type: none"> ・第3期名古屋市男女平等参画審議会『男女共同参画プランなごや21』に基づく取り組みの評価と新プランに向けた基本的方向性について』答申 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2010 (平成22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期名古屋市男女平等参画審議会『新男女平等参画プラン』(仮称)の策定に向けて』答申
2011 (平成23)			<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画基本計画2015」策定
2012 (平成24)			<ul style="list-style-type: none"> ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定

